

奈良県選挙管理委員会告示第百五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百条）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十五年七月二十一日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙の奈良県選挙区における候補者堀井巖にかかる選挙運動費用収支報告書（第一回分）について、一部訂正の報告があつたので、同法第百九十二条第一項の規定により、平成二十六年二月奈良県選挙管理委員会告示第八十五号（参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

候補者堀井巖（第一回分）にかかる公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

中「元田 三男

無職

123,491」を「自由民主党

香芝市支部

政党の支部

123,491」に改める。